

## 10月17日 介護保険運営協議会の傍聴メモ

### 第4期介護保険事業計画の保険料算定の考え方(案)

#### (1) 保険料設定

課税層の段階数を増やすことにより、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定とする。

現行第4段階における収入等が、一定額以下の者に対する負担軽減を図る。

多段階設定 (第3部) 7段階 (第4期) 9段階

現行「第4」段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減(第4期から軽減が可能) 下記に示した要件の者について、保険料の軽減を行う

【要件】・市町村民税世帯課税 本人非課税 かつ

・(公的年金等収入金額+合計所得金額) 80万円/年を満たす者

#### (2) 介護給付費準備基金の取崩し

介護給付費準備基金の活用により、保険料の軽減を図る。

大型施設(特養・老健)の斉美などによる今後の給付費の増を踏まえた基金の活用とする。

給付費の推計を参考に、第4期の介護保険料基準額を積算した場合、月額約4,000円となり、第3期の保険料基準月額4,280円を下回る事となる。

19年度決算後(9月補正後)の介護給付費準備基金の残高は約25億円となっており、その一部を活用することにより、保険料の軽減を図る。

【試算】

(案1) 活用しない場合	0円
(案2) 基金の1/2を活用(約12億5千万円)	460円
(案3) 第2期全額+第3期の1/2を活用(約15億5千万円)	570円
(案4) 全額を活用	920円

〔注〕

同上の基金は今年度末には、30億円に達する見込みです。

【参考】大型施設(特養・老健)の斉美計画

特別養護老人ホーム	:(20年度) 1,065床	(26年度) 1,305床	240床整備
老人保健施設	:(20年度) 287床	(26年度) 750床	460床整備